

浦安市子ども読書活動推進計画 (第四次)

令和8年（2026年）10月
浦安市教育委員会

目 次

第 1 章	子どもの読書活動推進の理念と計画の概要	1
1	子どもの読書活動と読書活動推進の理念	1
2	計画策定の背景	1
	(1) 国の動き	1
	(2) 千葉県の動き	2
	(3) 浦安市の動き	2
3	計画策定の目的	3
4	計画の対象と期間	3
5	計画の位置づけ	3
第 2 章	浦安市の子どもの読書活動の状況	5
1	読書活動等の現状	5
2	家庭における読書活動等の現状	11
3	「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」の成果と課題	16
	(1) 成果	16
	(2) 課題	22
第 3 章	「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」の基本方針	24
1	基本方針	24
2	計画の推進体制	24
第 4 章	計画推進のための具体的方策	25
	基本方針 1 すべての子どもへの継続した読書機会の提供	25
	基本方針 2 読書環境の整備と充実	26
	基本方針 3 読書への理解と関心を深める取組	28
	子どもの読書活動に係る目標値と参考指標	30
	用語解説	32
	資料編	35
1	「子どもの読書活動の推進に関する法律」	36
2	「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」策定委員会設置要綱	38

第1章 子どもの読書活動推進の理念と計画の概要

1 子どもの読書活動と読書活動推進の理念

子どもにとって読書は、言葉を学び、想像力を養い、様々な知識を得て、社会の中で生きていく力を身に付けるために大切なものです。子どもは、本の中で主人公とともにいろいろな人物や世界と出会い、たくさんの体験をし、多様な考えや生き方があることを知ります。また、幅広い分野の本に触れることにより、自分で学ぶことの楽しさを知り、探究心や創造力を育んでいきます。

読書は、読んだ本の数で評価されるべきものではありません。本を介して人と繋がること、そしてまた、物語に夢中になったり知ることの喜びを感じたりするような、幸せな読書体験を得ることが、子どもの生きる力となります。

平成13年（2001年）施行の「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができるよう、国や地方公共団体は、そのための環境整備を積極的に推進していくことが定められました。

本市の子ども読書活動推進計画では、子どもが健やかで豊かな読書体験を得られるように、様々な環境での読書活動を推進していきます。

2 計画策定の背景

（1）国の動き

国は、子どもの読書活動を推進するため、平成13年（2001年）12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、4月23日を「子ども読書の日」※①とすることを定めました。また、同法に基づき策定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、概ね5年間の施策の基本方針と具体的方策が示されてきました。令和5年（2023年）3月には、「第五次子どもの読書活動に関する基本的な計画」を策定し、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」の4つを基本方針に掲げています。

平成20年（2008年）に図書館法が改正され、平成24年（2012年）には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされました。

学校図書館の環境整備に関しては、平成26年（2014年）に「学校図書館法」の改正による学校司書※②の法制化に伴い、学校司書の配置が進められました。平成28年（2016年）には、「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」が文部科学省から提示されました。令和4年（2022年）1月には、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、学校図書館の計画的な図書の更新、学校司書の配置など、子どもの読書環境を

取り巻く情勢も変化してきました。

令和元年（2019 年）6 月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行、令和 2 年（2020 年）7 月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定され、障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けた、視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律上の整備がなされました。

（２）千葉県動き

千葉県は、平成 15 年（2003 年）3 月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備等に取り組み、平成 19 年（2007 年）7 月策定の「千葉県教育の戦略的なビジョン」においても、基本テーマの一つである「充実した人生を送るための学ぶ意欲・学ぶ力の向上」の中で、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進してきました。

平成 22 年（2010 年）3 月には、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第二次）」を策定し、平成 22 年（2010 年）3 月策定の「千葉県教育振興基本計画」とともに、乳幼児期からの読書活動の推進と、子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備を進めてきました。

その後、平成 27 年（2015 年）3 月には、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」、令和 2 年（2020 年）2 月には、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」、令和 7 年（2025 年）10 月には、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」を策定し、社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進として、「不読率の低減」「子どもの視点に立った読書活動の推進」、読書環境の整備と連携体制の構築として、「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」等の基本方針を掲げています。

令和 7 年（2025 年）3 月策定の「第四期千葉県教育振興基本計画」では、「読書県ちば」を推進するため、読書環境の整備に向けた様々な取組が進められています。

（３）浦安市動き

浦安市は、市立図書館を中心として、読書の振興を図る様々な活動をしてきました。

また、市立小中学校では、平成 4 年度（1992 年度）より順次、学校司書を配置し、学校図書館を活用した様々な活動を充実させてきました。

国や県の子どもの読書活動推進の動きに伴い、市は平成 21 年（2009 年）8 月に「浦安市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校の連携の推進と、子どもが読書に親しむ機会の提供等に努めました。以降、平成 26 年（2014 年）4 月には、「浦安市子ども読書活動推進計画（第二次）」、令和 2 年（2020 年）9 月には、「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定し、関係部署が連携しながら、子どもの読書活動推進に取り組んできました。

平成 22 年（2010 年）11 月には、「浦安市教育ビジョン」の中で、目指す子ども像実現の施策の一つとして「浦安市子ども読書活動推進事業」が位置付けられました。

平成 25 年（2013 年）3 月の「浦安市生涯学習推進計画」においては、施策の体系に「家

庭における子どもの読書活動の支援」と「子どもの読書環境の整備」を明記するとともに、推進内容を示しました。

令和2年（2020年）3月策定の「第2次浦安市生涯学習推進計画」では、施策の一つである「多様な学習ニーズに応える学習機会の充実」の中で、子どもの読書活動推進についての取組を進めています。

令和2年（2020年）3月策定の「浦安市学校教育推進計画（前期）」では、基本施策「学びの基礎づくり」に「読書活動の推進」を、「情操教育の推進」「教育活動を通じた豊かな人間関係づくり」に、「浦安市子ども読書活動推進事業」を位置付け、学校教育における読書活動の推進が図られました。

令和7年（2025年）3月策定の「浦安市学校教育推進計画（後期）」では、基本施策「学びの基礎づくり」に、「メディアセンター※③の整備・活用」が追加されました。学校図書館の学習・情報センターとしての機能の充実を図りながら、読書に親しめる場所として、環境整備を推進しています。

また、令和7年（2025年）3月策定の「第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画」では、「こどもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実」の具体的な取組として、「子育て家庭向け図書館事業」や「（仮称）子ども・子育て複合施設整備事業」が位置付けられています。

3 計画策定の目的

「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」の策定より概ね5年が経過することから、これまでの浦安市の子どもの読書活動における成果と課題を踏まえ、引き続き子どもの読書活動を推進していくために、「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」を策定するものです。

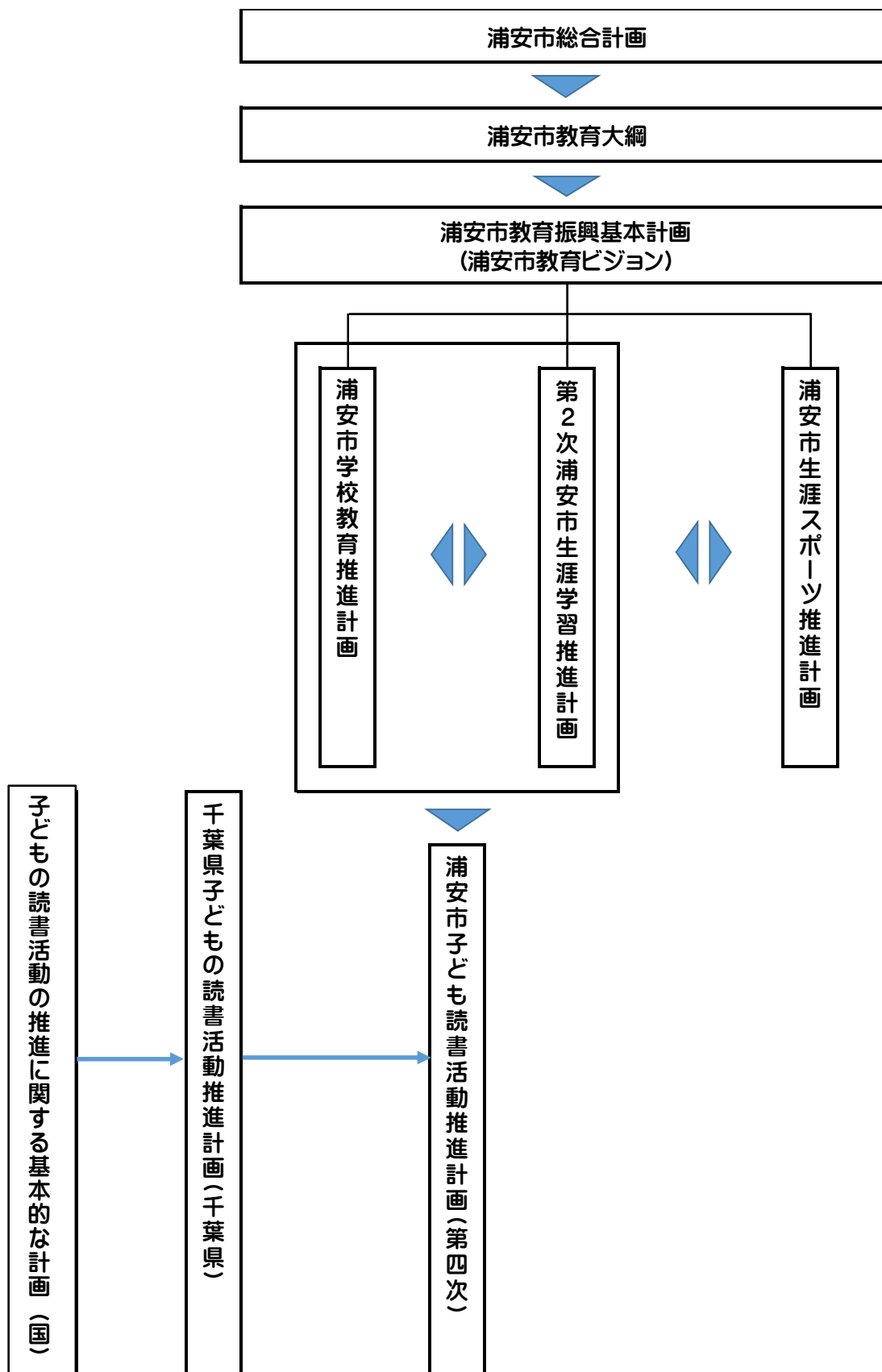
4 計画の対象と期間

本計画の対象は、0歳から概ね18歳とします。また、保護者をはじめ、子どもと子どもの読書活動に関わるすべての大人や地域、学校、行政、関係機関も対象とします。

期間は令和8年度（2026年度）より概ね5年とします。

5 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年（2001年）12月制定）に基づく「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」を基本とし、本市における子どもの読書活動を推進するための計画です。「浦安市総合計画」をはじめ、本市の教育に関する各計画との整合性を図りながら、子どもの読書活動を推進していきます。

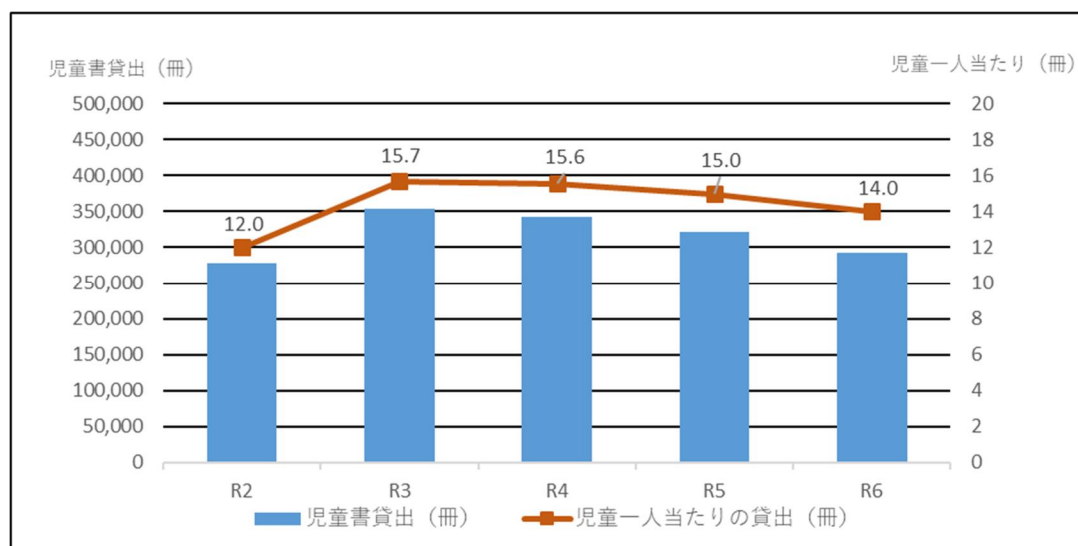


第2章 浦安市の子どもの読書活動の状況

1 読書活動等の現状

「浦安市子ども読書活動推進計画(第三次)」の計画年度の初期に当たる令和2年度(2020年度)から3年度(2021年度)にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大により多くの事業を休止するなど、子どもの読書活動も大きな影響を受けました。令和4年度(2022年度)には感染症対策も緩和され、ほとんどの事業を再開することができました。

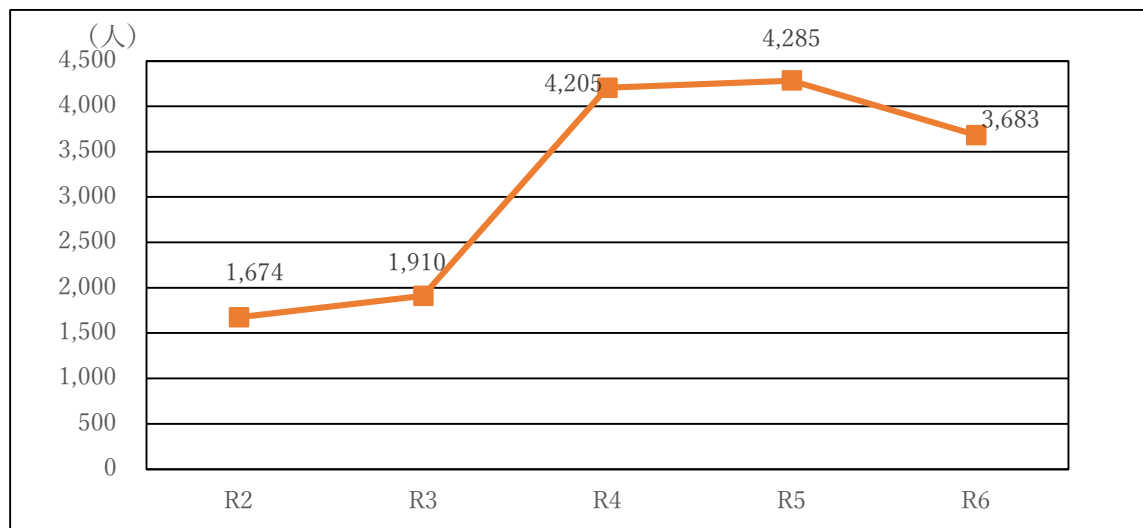
図1 市立図書館の児童書の貸出冊数と児童(15歳以下)一人当たりの貸出冊数



参考：浦安市立図書館利用統計

市立図書館の児童書の貸出は、令和3年度まで増加し、以降は減少しています。全体の貸出冊数は減少していますが、一人当たりの貸出冊数は横ばいとなっています。15歳以下の人口の減少が大きな要因であると考えられます。

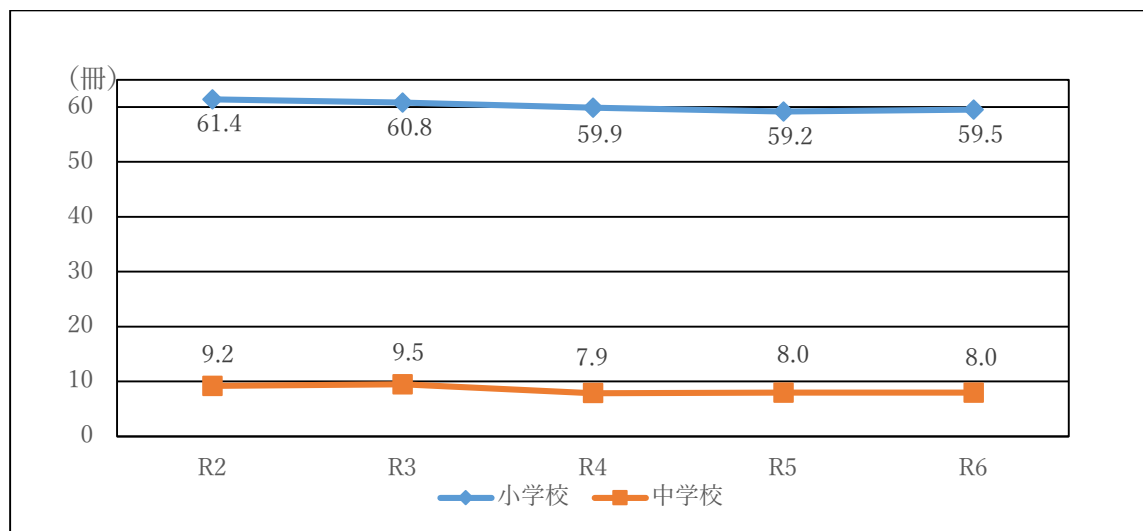
図2 市立図書館の児童集会事業への参加者数（人）
（ブックスタート絵本講座を除く）



参考：浦安市立図書館集会事業統計

市立図書館の児童集会事業は、子どもと子どもに関わる大人を対象に、各事業を開催しています。参加者数は令和4年度（2022年度）に増加しました。

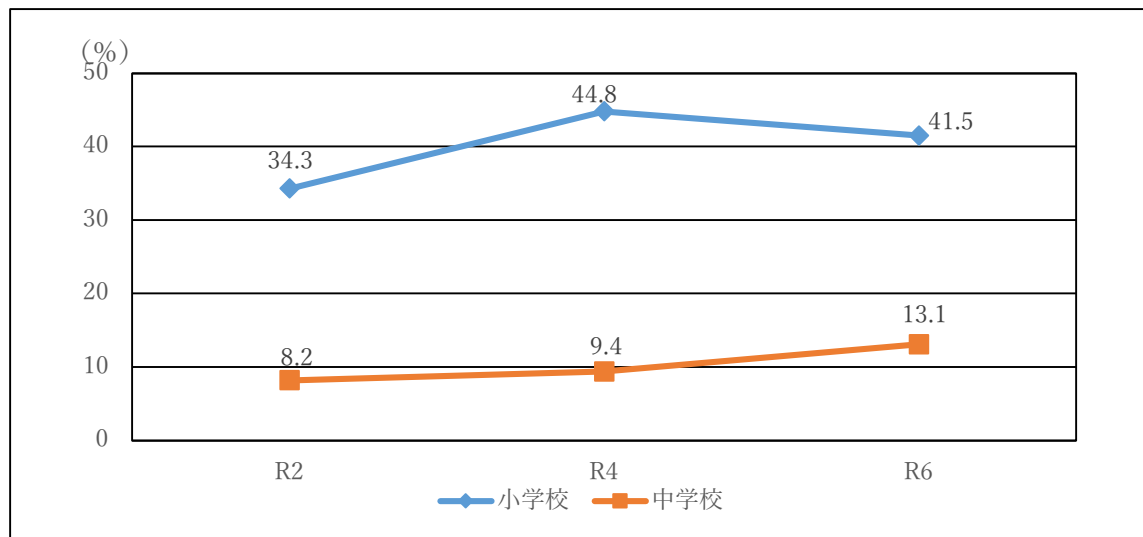
図3 学校図書館の児童・生徒一人当たりの貸出冊数



参考：学校図書館利用状況報告

年間の一人当たりの貸出冊数として、直近3年間では、ほぼ横ばい状態です。小学校では絵本や短く読みやすい書籍が多いことから、返却期日を待たずに、たくさんの本を借りる児童もいます。中学校では、1冊当たりの本のページ数が多いこと、また部活動や受験勉強など、読書する時間を捻出することが難しいことから、小学校に比べ貸出冊数が低いものと推測します。

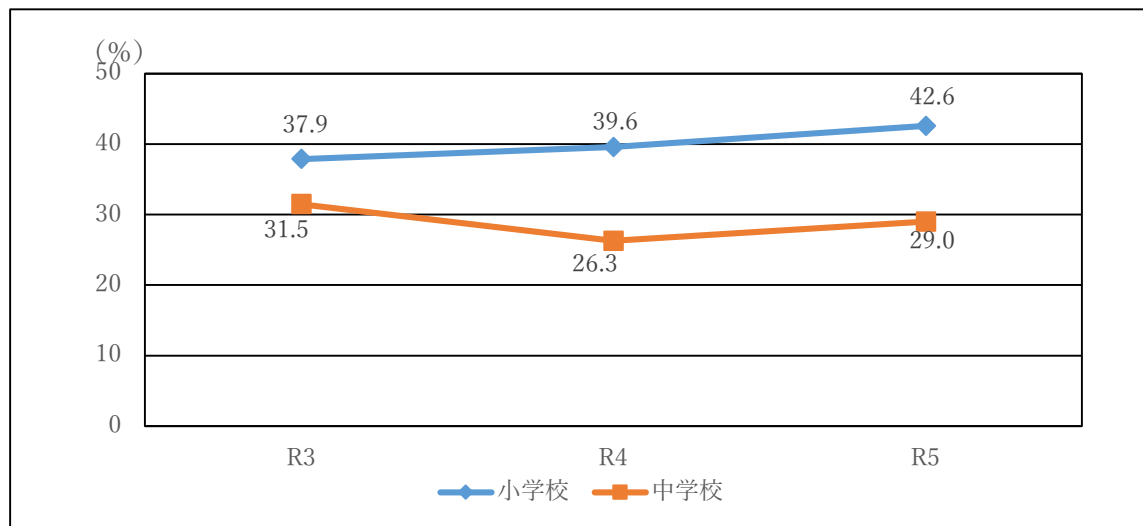
図4 「学校図書館を授業でよく利用している」と回答した教員の割合



参考：保護者及び教員の教育に関する意識調査

授業内での学校図書館の利用については、一人1台端末の活用が進んできたこともあり、調べ学習※④では紙の情報（図書館資料）とデジタルの情報の両方を扱うことが増えました。小学校では「図書の時間」も大切にされているため、利用時間数が中学校よりも多くなっています。

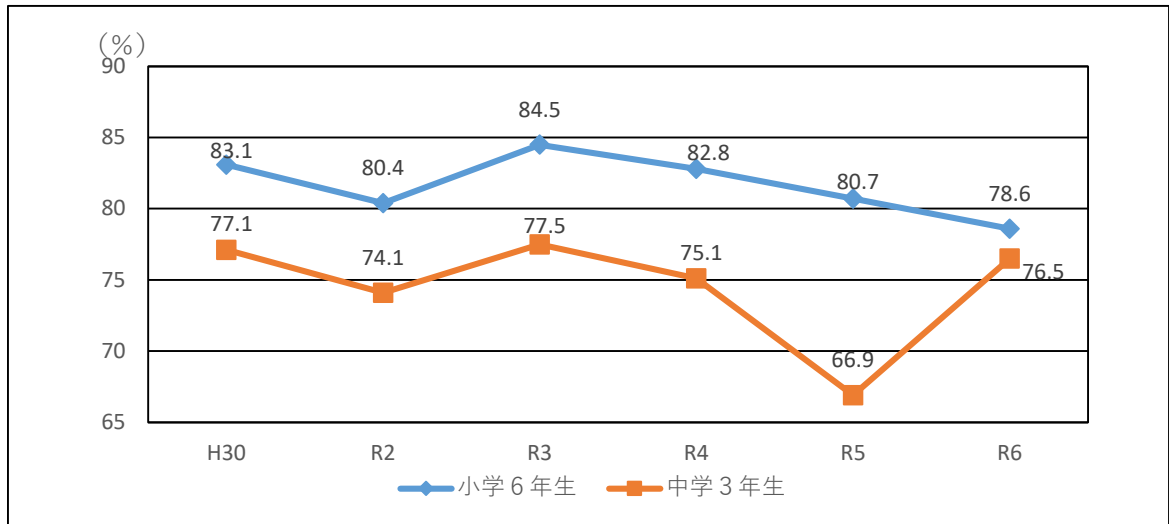
図5 普段（月～金曜日）の1日当たりの読書時間が30分以上の子どもの割合



参考：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）浦安市調査分

読書時間については、令和6年度は調査がありませんでしたが、小学校では年々増加しており、中学校では令和5年度の時点で目標値としていた28%を超えました。授業時間、教科書、参考書、まんが、雑誌を除いた時間を対象としていて、読書に親しむ時間が30分は確保できていることがわかります。

図6 読書が好きな子どもの割合

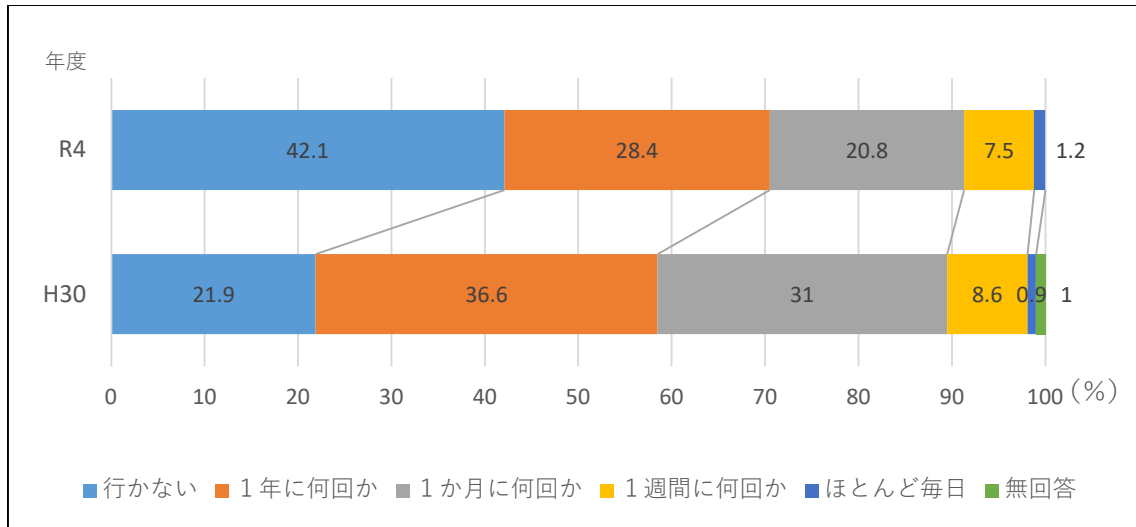


参考：千葉県社会教育調査

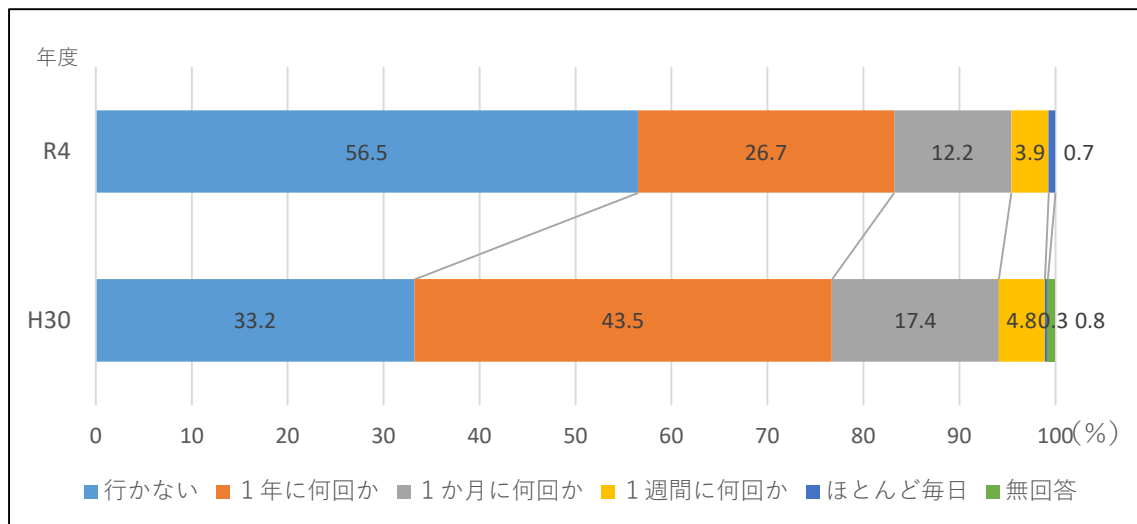
読書が好きな子どもの割合は、小学生では減少傾向となっていますが、多くの児童が本を好きな状況は変わっていないことがわかります。中学生では、依然として小学生より低い傾向にあります。

図7 市立図書館の利用頻度

【小学5・6年生】



【中学生】

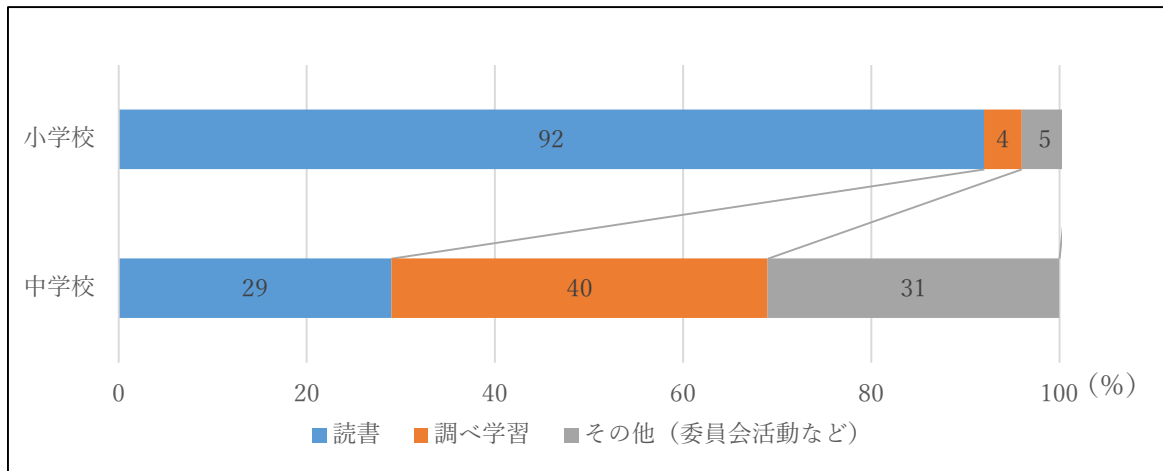


参考：(仮称) 浦安市子ども図書館についての調査（令和4年度）

令和4年度（2022年度）の調査では、市内の小学5年生から中学3年生のうち42%以上が1年のうち1度も市立図書館を利用していない状況となっています。新型コロナウイルス感染症の影響による様々な制限等により、「1か月に何回か」の利用と「1年に何回か」利用していた層の図書館利用の機会が減少したと考えられます。

図8 学校図書館の利用状況

【学校図書館の利用状況（％）】

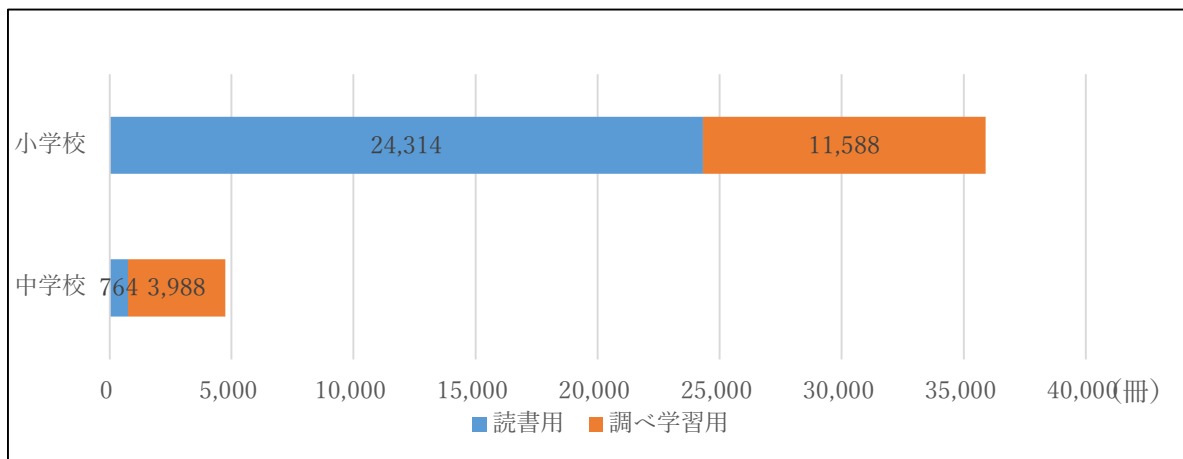


参考：令和6年度学校図書館利用状況報告

小学校では、図書の時間が設けられているため、学校図書館の利用では、読書での利用が多くなっています。一方、中学校では調べ学習を行うために学校図書館を利用することが多く、発達段階の違いによって利用方法が異なることがわかります。

【学校図書の持ち出し冊数（冊）】

※持ち出し冊数とは、学校図書館以外の場所へ図書を持ち出し、利用した冊数のこと



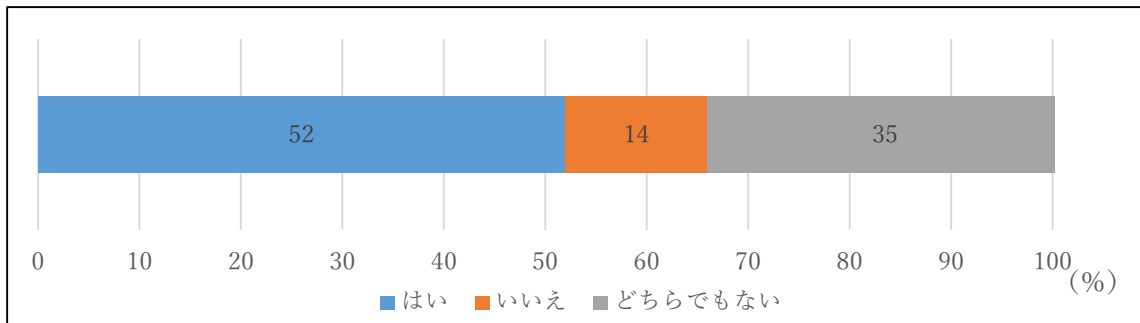
参考：令和6年度学校図書館利用状況報告

図書を教室等へ持ち出しての利用について、小学校では学級文庫への持ち出しも含まれているため、読書用としての冊数が多くなっています。また、小中学校とも、学習に関連する図書を持ち出し、調べ学習に活用しています。小学校では発達段階上、図書館を利用した調べ学習よりも、学校司書と教員により選書された図書を教室に持ち出しての調べ学習が多くみられます。

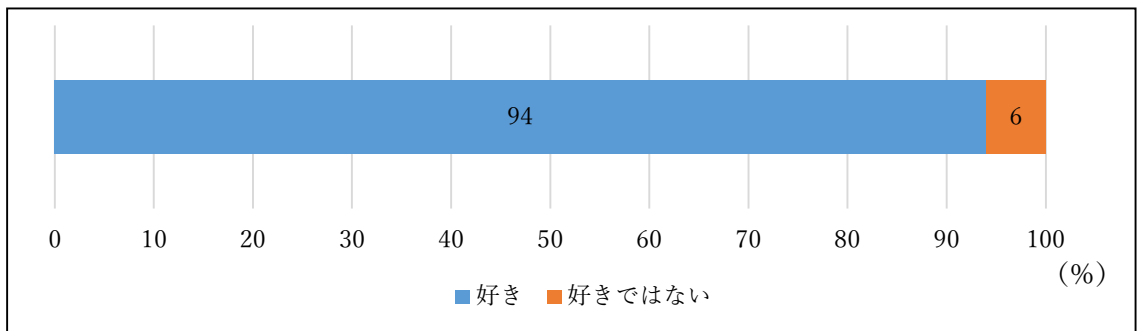
2 家庭における読書活動等の現状

就学前の子どもがいる家庭の読書習慣の現状について、市立保育園・幼稚園・認定こども園の3～5歳児の保護者を対象に、就学前の読書環境についてその現状を把握するため、令和7年8月にアンケート調査を実施しました。

1. あなた（保護者の方）は読書が好きですか。

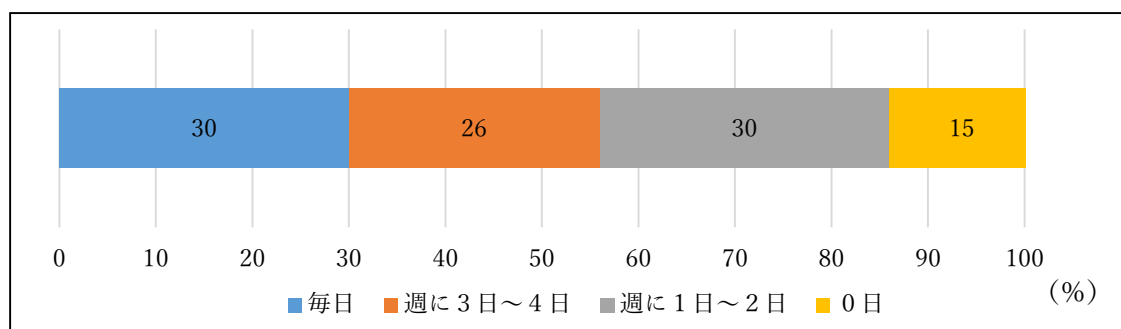


2. お子さんは、（絵）本を読んだり読んでもらったりすることが好きですか。

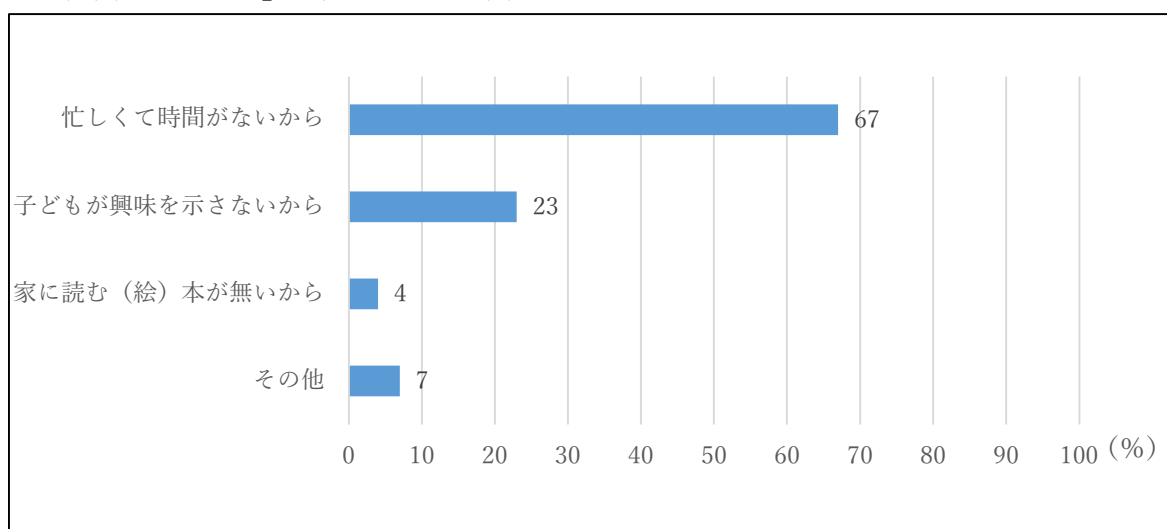


保護者の「読書が好き」「嫌い・どちらでもない」の割合はほぼ半数でしたが、子どもの「本が好き」の割合は90%を超えており、保護者の好みに関わらず、就学前の子どもが本に興味をもち、楽しんでいることがわかります。就学後もこの興味・関心を持ち続けられるような取組が必要です。

3. 1週間のうちお子さんに何日くらい（絵）本を読んでいますか。



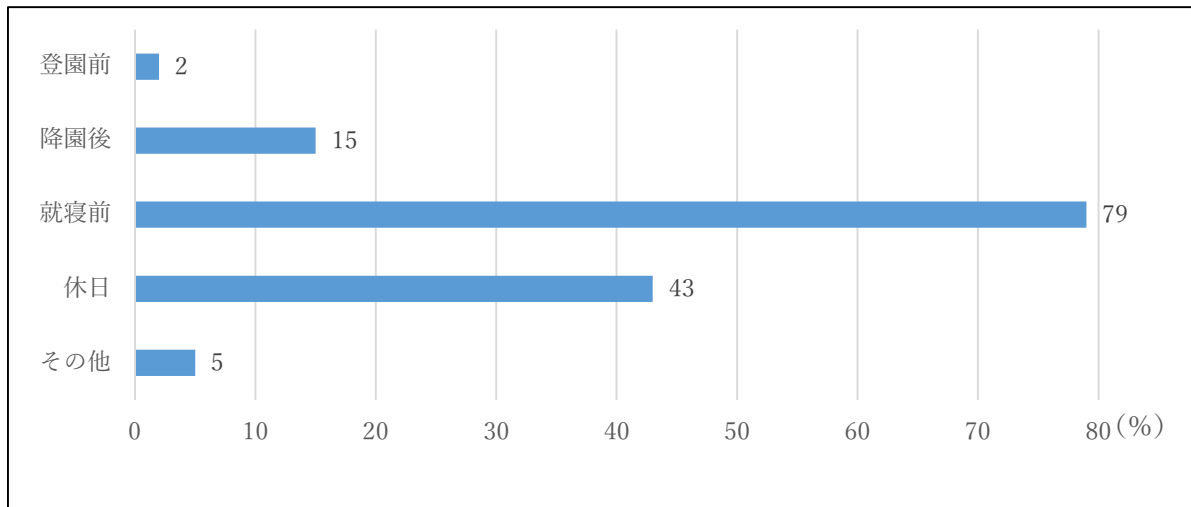
4. 設問3で「0日」と答えた方にお聞きします。その理由について選んでください。



家庭での読み聞かせの現状として、少なくとも1週間に1日以上読んでいる割合は85%となりました。また、1週間に0日の家庭の理由としては「忙しくて時間がない」との回答が67%と最も多く、子ども自身が「興味を示さない」という理由の23%を大きく上回っています。

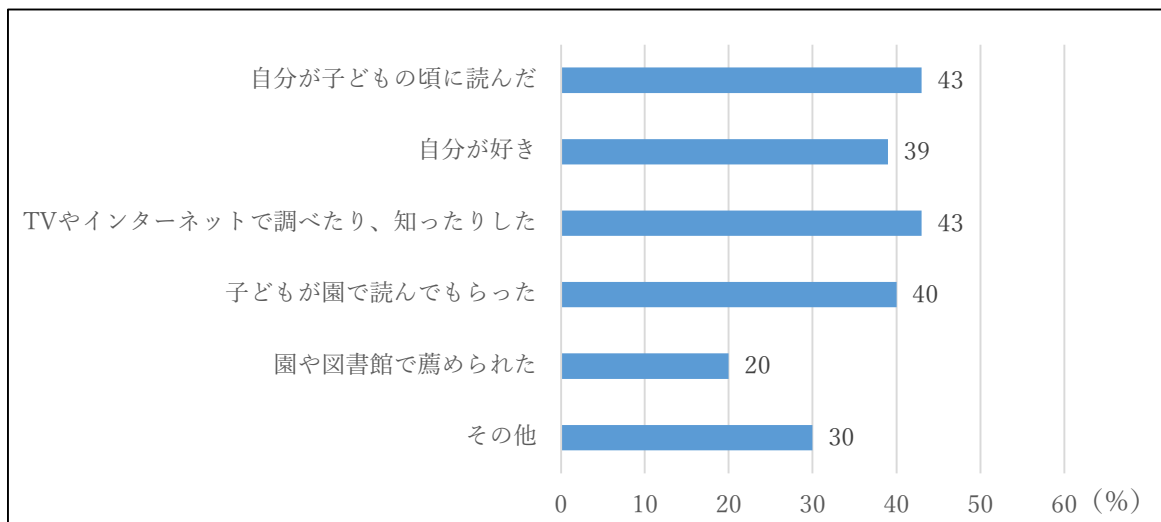
自由記述では、保護者は本のある環境の大切さ、読み聞かせの必要性を感じていますが、実際にはその環境や時間を確保することが難しいと感じていることもわかりました。

5.お子さんにいつ（絵）本を読んであげていますか。



設問4から見てくる「保護者の忙しさ」から、「いつ読んであげているか」については、比較的落ち着いた時間の取れる「就寝前」や「休日」という回答が多くなっています。また、「その他」としては、「子どもに『読んで』と言われたとき」「家事の合間」「出かけたときの移動時間」などの回答がありました。

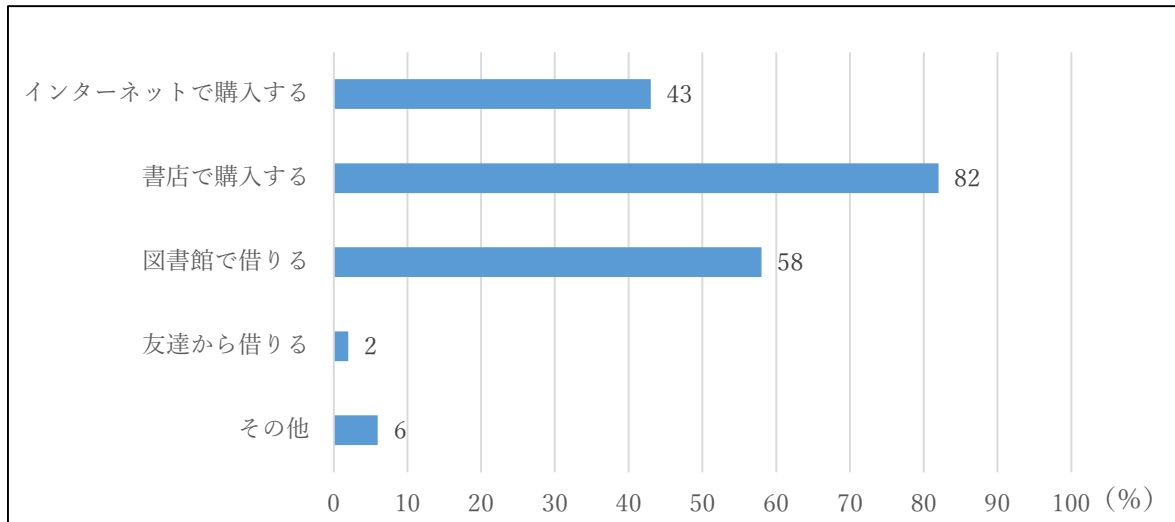
6.お子さんの（絵）本をどのように選んでいますか。



保護者の知り得た情報や経験等、様々な理由をもとに本を選んでいることがわかります。また、園や図書館から発信する情報が大きな役割を担っていることも再確認することができます。

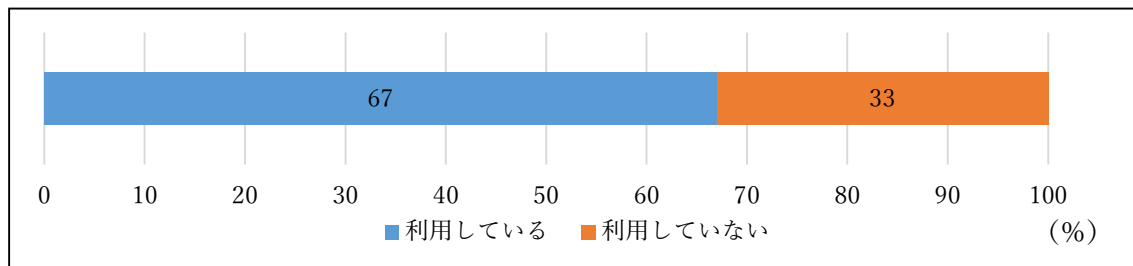
今後も、本に関わる情報をわかりやすく発信し続けていく必要があります。

7. (絵) 本をどのように用意しますか。

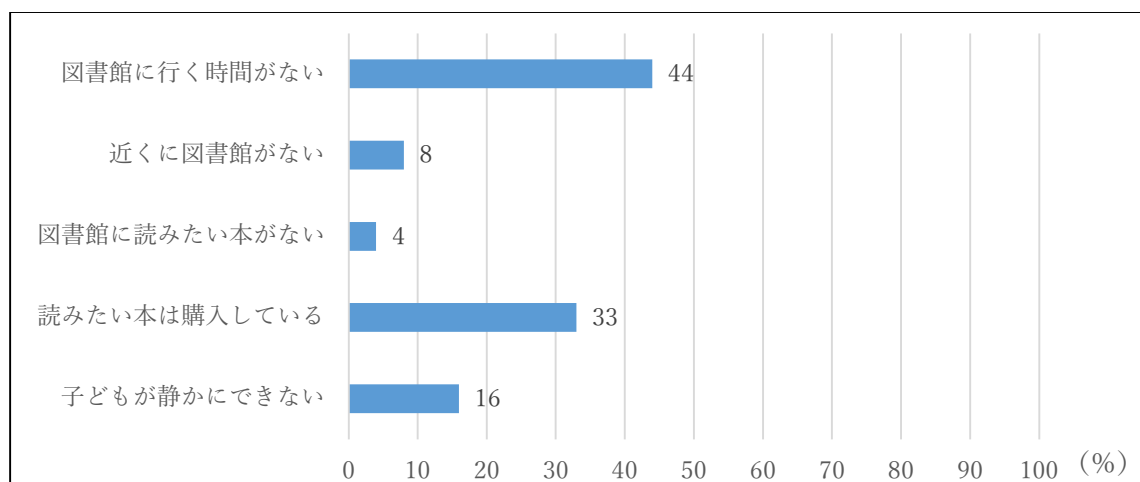


書店やインターネットで購入している割合が多く、自分のものとして繰り返し楽しんでいると考えられます。また、「その他」として「サブスク※⑤」「月刊本を定期購読」「もらう」という回答も多く見られました。

8. 浦安市の図書館を利用していますか。



9.設問8で「利用していない」と答えた方にお聞きします。その理由について選んでください。



図書館を利用している家庭が67%と、利用していない家庭の2倍となりました。

利用していない理由としては、「時間がない」等、保護者側の理由が大半ですが、「子どもが静かにできない」といった理由もあり、周囲への気遣いから利用を控えていることがわかります。

このアンケートや自由記述欄から、本を通して、文字への興味、語彙力、表現力、想像力、感性が育まれていると感じている保護者がとても多いことがわかりました。しかし、実際には読書環境を整えることが難しいという現状も見えてきました。

各家庭での読み聞かせの状況が様々でも、子どもにとって通園している各施設での読み聞かせが、日常的に本に触れることのできる重要な機会と捉えることができます。また、その機会が園からの情報として保護者につながり、家庭での読書習慣に影響を与えています。

このことから、園で絵本に触れる機会が大きな役割を担っていることがわかり、どの施設・学年でも、発達段階に合った本を積極的に活用する取組が求められます。

3 「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」の成果と課題

「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」（以下、第三次計画）では、発達段階等に応じた読書環境の整備・充実、読書に親しむ機会の提供、読書への理解と関心を高める取り組みと連携の3つの基本方針の下、家庭、地域、市立図書館、生涯学習施設、子育て支援施設、各園、学校等が連携し、子どもの読書活動を推進しました。

「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」の策定にあたり、これまでの統計や様々な意識調査の結果から、子どもの読書活動の現状を把握し、第三次計画の対象期間における成果と課題についてまとめました。

（１）成果

<市立図書館における子どもの読書活動の充実>

子どもの発達段階に応じ、長く読み継がれてきた良質な図書と、子どもの様々な興味や関心に応える幅広い分野の図書を選定・収集し、提供しました。

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うサービス制限期間がありましたが、電話での問い合わせに応じて、子どもの好みや年齢に合わせた本を提供する「子どもの本のソムリエ」、「としょかん絵本セット」のサービスを実施し、来館して本を選べない多くの子どもたちに本を提供しました。

ア 読書通帳※⑥の導入

読書通帳機を中央図書館及び各分館に設置するとともに、学校図書館の貸出データも市立図書館で印字できるシステムを構築しました。市内全ての小中学校の児童・生徒に、読書通帳を配付し、子どもの読書活動を推進しました。



読書通帳



読書通帳機

イ 図書館の施設・設備の充実

中央図書館では、「あかちゃんほっとすてーしょん※⑦」や「のびのびひろば※⑧」を整備し、ゆったりと利用できる環境づくりに取り組みました。



あかちゃんほっとすてーしょん



のびのびひろば

ウ 子ども向け事業の充実

絵本の読み聞かせや、おはなし会、図書館クラブ等、乳幼児から中学生・高校生まで、発達段階に応じた各種事業を実施しました。

また、親子向けには、「ブックスタート絵本講座」「赤ちゃんといっしょにえほんのじかん」等を開催し、本の楽しさを伝えるとともに、図書館の利用につなげることができました。



夏休み図書館クラブ「あなたも図書館員」



としょかんのおたのしみ会

エ 障がいのある子どもへのサービス

職員による特別支援学級での絵本の読み聞かせや、布の絵本の団体貸出を実施しました。また、個人の要望により、録音資料やテキストデータの資料を製作し、提供しました。

オ 外国語を母語とする子どもへのサービス

多言語で書かれた児童書を収集、提供し、図書の展示を行いました。

カ 園と図書館の連携

職員が園に出向いて、絵本の読み聞かせ等を行いました。また、おさんぽ来館※⑨で、図書館を利用することで、読書に親しむ機会を提供することができました。

キ 小中学校と図書館の連携

職員が学校において、絵本の読み聞かせやストーリーテリング※⑩、ブックトーク※⑪を実施したほか、小学生・中学生の職場体験※⑫を図書館で受け入れました。また、レファレンスやリクエストにも随時対応し、小中学校との連携を図りました。

ク ブックスタート事業※⑬の実施

市民課、母子保健課と連携し、生後4か月を過ぎた乳児とその保護者に、中央図書館においてブックスタート絵本講座を実施しました。

ケ 子どもに関わる大人や保護者への支援

「絵本の読み聞かせ入門講座」「親子で楽しむ絵本講座」等を実施し、本の楽しみや読書の大切さを、子どもに関わる大人や保護者に伝えることができました。また、保護者等の団体に講師派遣を行うとともに、窓口では日常的に読書相談に対応し、子どもに関わる大人への支援を行いました。

コ ブックリストの配布

発達段階に応じた4種のブックリストを作成し、図書館ホームページに掲載、学校図書館に掲示をしたほか、中央図書館、分館で配布しました。また、乳幼児向けのブックリストを作成し、ブックスタート事業等で配布しました。

<保育園・幼稚園・認定こども園における子どもの読書活動の充実>

市立保育園・幼稚園・認定こども園において、市立図書館の団体貸出の利用が広く定着し、各園の状況に合わせた「絵本コーナー」や「絵本の部屋」が整備されたことにより、日常的に本に親しむ環境が充実しました。



保育園の「絵本コーナー」



幼稚園・こども園の「絵本の部屋」

ア 読書への理解と関心を高める取組と連携

園からのおたよりや、地域向け子育て支援だよりをとおして、季節や行事、年齢や発達段階に合った絵本を紹介しました。合わせて、「読み聞かせの大切さ」「読み聞かせをする時のポイント」等、家庭で楽しむための情報発信をしました。また、園の保護者に向けて、「園で読んだ絵本」や「子どもが夢中になる絵本」等の情報を、実際に手に取れるような形で紹介をしたり、読み聞かせをしている時の子どもの様子を伝えたりすることで、親子で読書への関心を高めてもらえるよう努めました。



読み聞かせの様子



今月は、保育園で子ども達に人気の絵本をご紹介します
ぜひ、お子様との絵本選びにお役立てください！

☆＝おすすめ年齢

【いないいないばあ】 ☆0・1・2歳

子どもたちの大好きな遊びが題材の絵本です。

「ばあ！」と言いながらページをめくり、楽しんでいます！

「園からのおたより」の一部

イ 市立図書館の利用

近隣の図書館を利用する機会を設け、図書館に親しみがもてるような環境を作りました。館内での閲覧や貸出・返却といった体験をとおして、図書館を利用する楽しさを感じることができるよう機会をもち、また、図書館職員を定期的に保育施設に招き、読み聞かせをする機会を設けることで、子どもたちの絵本への興味・関心が深まりました。職員も、年齢や発達に合った絵本の選び方や読み聞かせの仕方について学ぶ機会となりました。さらに、絵本を題材に子どもたちが制作した作品の展示を市立図書館で行いました。その作品を見るために、親子で図書館に足を運ぶことで、図書館利用のきっかけとすることができました。



園での絵本を題材にした制作



園制作の図書館への展示作品

ウ 学校図書館との連携

園と小学校の交流時に、学校図書館を利用したり学校司書による読み聞かせを行う機会を設けたりすることで、子どもたちが、就学後にも本に接することのできる場があることへの理解につながりました。

エ 地域との連携

保護者による読み聞かせ、ボランティアや職場体験等の学生や、地域の方の読み聞かせを実施しました。子どもたちは、様々な人に読み聞かせをしてもらうことの楽しさを感じることができました。

<市立小中学校における子どもの読書活動の充実>

ア 学校図書館システムの整備

学校図書館システムにより、蔵書管理の効率化が図られ、児童・生徒の読書活動に関するデータの蓄積を行うことができました。

イ 学校図書館の蔵書の充実

全小中学校において学校図書館図書標準を達成しており、蔵書の見直しと適切な更新、児童・生徒、教職員のニーズに対応した蔵書管理に努めました。

ウ 学校司書の配置

学校司書を全小中学校に配置し、教職員と協力しながら学校図書館の管理運営、児童・生徒の読書活動の充実を図ることができました。

エ 学校司書・教員の資質向上

児童・生徒と本を結び付ける人材の育成のために、学校司書や図書館主任のニーズを把握した上で研修会を開催しました。

オ 読書通帳の導入

読書通帳の導入により、学校図書館で借りた図書を、市立図書館の読書通帳機で印字することが可能になりました。

カ 読書活動推進月間の設定

各小中学校の図書委員会が主体となって、様々なイベントを企画・運営し、児童・生徒の読書活動推進を図ることができました。「読書週間」に関連したイベントを実施することで、図書館離れの児童・生徒に対する本への興味付けにつながりました。

キ 図書館資料を活用した授業の展開

図書館資料は、学校図書館での利用だけでなく、学級や学年へ持ち出して調べ学習の際に多く利用されました。

小学校2校の学校図書館をメディアセンターとして整備しました。今後は、市内全小学校で計画的にメディアセンターが整備されます。「学校図書館×ICT」の有効活用により、書籍とデジタル、両方の特徴を理解し、用途に応じて使い分けができる情報教育を推進していきます。



SDGs の学習のための貸出図書を学年の共有部分に設置し、誰でも自由に閲覧できるようにしています。



映画の予告にあわせて書籍の紹介をし、興味・関心を広げるようにしています。

ク ボランティアとの連携・協力

令和6年度（2024年度）は、小学校でのべ1,467名の保護者等のボランティアに読み聞かせや本の修理、整備等に関わってもらいました。保護者の方々は学校司書と相談したり、多種多様なジャンルを選んだりしながら、児童に読書の楽しさを感じてもらおうとしました。児童も自分では選ばない本を読み聞かせてもらうことで新たな発見や興味をもち、自分でも読んでみようとして図書館で本を借りるきっかけにもなりました。

ケ 情報発信

図書館だよりを作成し、推薦図書の紹介や読書イベントの様子を保護者にも知らせました。学校ホームページを活用し、デジタルで情報発信をしている学校も増えています。



学校ホームページ

（２）課題

＜発達段階等に応じた読書環境の整備・充実＞

ア 学校図書館の蔵書の充実（学校）

今後も学校図書館の蔵書を充実させるため、児童・生徒、教職員の声を聞き取る機会を確保しながらニーズを把握し、時代に合った魅力的な蔵書の構築を目指す必要があります。

イ 学校司書・教員の資質向上（学校）

市立小学校のメディアセンターを効果的に活用するための研修や、情報リテラシー等に関する研修を今後も継続して行う必要があります。

＜読書に親しむ機会の提供＞

ア 図書館資料を活用した授業の展開（学校）

児童・生徒が主体的に考え、調べ、学ぶためには、書籍資料とデジタル資料の利点を活かした授業を展開していく必要があります。

イ 障がいのある児童・生徒や、日本語を母語としない児童・生徒が読書に親しむ機会の提供（学校）

各小中学校の特別支援学級の児童・生徒に対して、定期的に読み聞かせを実施し、本に親しめるような取組を継続して行う必要があります。また、日本語を母語としない子どもが読書に親しむ機会の提供として、各学校に在籍する児童・生徒の実態を把握した上で、本の選定や購入を行っていく必要があります。

ウ 全ての子どもが読書に親しむ機会の提供（園）

障がいのある子どもや外国籍の子どもへの読書環境として、言葉だけではない、絵の雰囲気や音の出るもの、触れて楽しめるもの等、一人一人の子どもに合わせた工夫ができるような読書環境の整備が必要です。

エ 外国から帰国した子ども、外国から避難してきた子ども、日本語習得に困難のある子どもが読書に親しむ機会の提供（園）

保護者への読書活動の支援状況により図書館利用が難しい家庭に、家庭でできる読書活動への情報提供をしていく必要があります。

オ 家庭や地域における子どもが読書に親しむ機会の提供（園）

保育園・幼稚園・認定こども園と市立図書館・学校図書館との連携を深め、回数や内容について、子どもの状況を踏まえて検討していく必要があります。

カ 子どもの視点に立った読書環境の推進（市立図書館・学校）

子どもが薦める本を紹介する等、子どもの視点に立った読書環境の推進を検討していく必要があります。

＜読書への理解と関心を高める取組と連携＞

ア ブックスタート事業後のフォローアップ（市立図書館）

ブックスタート絵本講座後のフォローアップ事業の充実を図ります。就学前の子どもを対象に、継続的な読書につなげられるような取組を検討し、図書館利用の促進を図ります。

イ 職員の資質向上（園）

職員の知識と技術の向上のため、読書や絵本に関する研修等を実施することで、日々の読み聞かせに活かし、興味・関心を高めるための取組について学びます。

ウ 保護者への情報発信（園）

園だよりやクラスだよりをとおり、季節や行事、年齢や発達段階に合った絵本を紹介します。図書館利用や読み聞かせの様子を可視化し、保護者へ絵本の楽しさや読み聞かせの大切さを積極的に伝えます。

第3章 「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」の基本方針

1 基本方針

「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」では、第三次の成果と課題を踏まえ、市立図書館、各園、学校等が相互に連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動を促し、家庭や地域での子どもの自主的な読書活動と読書習慣の形成のため、次の3つの基本方針を定め、本市における子どもの読書活動を推進します。

・ **基本方針1 すべての子どもへの継続した読書機会の提供**

子どもの発達段階や多様性を考慮し、すべての子どもへ継続した読書支援に努めます。

・ **基本方針2 読書環境の整備と充実**

市立図書館、学校図書館、園等における読書環境の整備と充実を図り、それぞれの特性を生かした事業の実施や本の展示などにより、子どもの視点等を取り入れた、子どもと本を結びつける様々な読書の機会を提供します。

・ **基本方針3 読書への理解と関心を深める取組**

保護者、保育士、教職員など、子どもに関わる大人に対し、子どもの読書活動への理解と関心を高めるための様々な情報提供や事業を実施します。家庭、地域、市立図書館、生涯学習施設、子育て支援施設、各園、学校等が相互に情報を共有しつつ、連携・協力して活動を進めます。

2 計画の推進体制

子どもの読書活動の推進に関わる各部署は、年次の事業計画の作成や具体的施策の立案に当たっては本計画を指針とし、子どもの読書活動推進事業の充実を図るものとします。浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）策定後は、各部署において、計画の評価や進行管理、子どもの読書活動の推進に関する事業の検討等を行い、浦安市の子ども読書活動を推進します。

第4章 計画推進のための具体的方策

基本方針1 すべての子どもへの継続した読書機会の提供

1	乳幼児向け事業の充実	中央図書館
	乳幼児が本に親しみ、楽しい時間を過ごせるような事業を実施する。	
2	小学生向け事業の充実	中央図書館
	小学生が本に親しみ、読書のきっかけとなるような事業を実施する。	
3	中高生向け事業の充実	中央図書館
	中学生、高校生が本に親しみ、将来や進路を考えるきっかけとなるような事業を実施する。	
4	障がいのある子どもへの読書支援	中央図書館
	誰もが読書を楽しめるよう読書環境を整える。 特別支援学級に職員を派遣し、絵本の読み聞かせを実施する。特別支援学級等に、布の絵本の団体貸出を実施する。 個人のニーズに合わせて、録音資料やテキストデータの資料を製作、提供する。 音声・拡大読書器等、読書を補助する機器を設置する。	
5	外国語を母語とする子どもへの支援	中央図書館
	誰もが読書を楽しめるよう読書環境を整える。 多言語で書かれた絵本や物語等を収集し、提供するとともに、利用案内等を多言語で作成し、利用を促す。	
6	読書活動推進月間の設定	指導課
	「子ども読書の日」や「読書週間」に関連した取組を推進する。	
7	図書館資料を活用した授業の展開	指導課
	学習指導要領を踏まえ、学校図書館教育全体計画や各教科の年間指導計画に学校図書館や図書の計画的・積極的な活用を位置付ける。 教員に対し、学校図書館の利用や情報リテラシー等に関する研修を実施する。 児童・生徒がインターネットと図書の特徴を理解し、使い分けができるよう、情報教育を推進する。	
8	ニーズに応じた取組	指導課
	誰もが読書を楽しめるよう読書環境を整える。 障がいのある児童・生徒や、日本語を母語としない児童・生徒のほか、様々な状況にある児童・生徒に対し、本に親しめるような取組を推進し、各学校の取組紹介や図書リストの共有等、具体的な手立てを講じる。	

9	様々な読書機会の提供	公民館
	乳幼児を対象とした事業や保育の際に、公民館内の分館から絵本を借り、保育者等が読み聞かせを実施する。	
10	様々な読書機会の提供	公民館
	サークルや市立図書館と連携し、成果発表会等の際におはなし会などを開催する。	
11	様々な読書機会の提供	公民館
	主催事業として、子どもを対象としたおはなし会などを開催する。	
12	様々な読書機会の提供	こども課
	保育者等による絵本読み聞かせの取組は、子育て支援センターやつどいの広場のほか、地域子育て応援団体の「おやこの広場・ほこほこ」や「おたすけねっと・こんぺいとう」の活動内で実施する。	
13	様々な読書機会の提供	児童センター
	乳幼児と保護者や児童を対象に、サークルや団体による絵本の読み聞かせを定期的に開催する。	
14	様々な読書機会の提供	子育て支援センター
	乳幼児と保護者を対象に、保育士による手遊びやわらべ歌、読み聞かせなどを実施する。	

基本方針2 読書環境の整備と充実

15	図書館資料の収集と提供	中央図書館
	子どもの発達段階に応じ、長く読み継がれてきた良質な図書と、子どもの様々な興味や関心に応える幅広い分野の図書等を選定・収集し、提供する。	
16	絵本コーナー、絵本の部屋の環境整備	保育幼稚園課
	各園の絵本コーナー、絵本の部屋において、園児数や年齢、対象等を考慮し、内容の充実を図る。	
17	子どもの視点に立った読書活動の推進	中央図書館 指導課
	子どもの視点を反映させた取組を検討し、子どもの読書活動を促す。	
18	読書通帳の活用	中央図書館 指導課
	読書通帳の活用を通じて、子どもの読書活動を推進する。 図書館への来館を促す。	

19	舞浜分館の整備	中央図書館
	舞浜地区公民館内に分館を整備する。	
20	(仮称) 子ども・子育て支援複合施設の整備	生涯学習課
	子どもの自主的な読書活動や交流の促進などを目的とした子ども図書館を有した複合施設を整備する。 子どもの成長段階に合わせたサービスを実施し、継続的な図書館利用を促す。また、子ども読書活動を推進する人材育成に努め、学校や地域との連携を図る。	
21	学校図書館をメディアセンターとして整備	指導課
	子どもが様々な情報をより効果的に活用できる場所として、学校図書館のメディアセンター化を図る。書籍とデジタル情報を比較しながら、必要な情報、正確な情報を入手できることなど、メディアセンターとしての機能や活用方法について周知していく。各小学校のメディアセンター活用事例を他校へ紹介するなど、積極的な活用を推進する。	
22	図書館と小中学校との連携	中央図書館
	小中学校と連携を図りながら、継続して職員を学校に派遣し、読み聞かせやストーリーテリング等を行う。市立図書館で児童の利用案内や職場体験を受入れする。各学校へ図書の団体貸出を実施する。	
23	図書館と園との連携	中央図書館
	園との連携を図りながら、継続して職員を園に派遣し、読み聞かせやわらべうた等を行う。市立図書館で園児の利用体験を実施する。各園へ図書の団体貸出を実施する。	
24	園と学校図書館との連携	保育幼稚園課
	学校との連携を図りながら、交流等を通して図書室の利用体験や学校司書による読み聞かせの実施及びその回数を増やしていくことを目指す。	
25	園と市立図書館との連携	保育幼稚園課
	市立図書館での閲覧や貸出・返却の利用体験を通して、図書館に親しみを持たせ、図書館利用を推進する。 子ども達の制作した、絵本を題材とした作品を市立図書館に展示することで、親子で市立図書館に足を運ぶきっかけを作る。	
26	園とボランティア、地域との連携	保育幼稚園課
	保護者やボランティアによる読み聞かせを通して、家庭での読み聞かせを推進する。 中高生の職場体験や小中学生との交流時に、園児への読み聞かせを実施する。	
27	ボランティアとの連携・協力	指導課
	コミュニティ・スクール※⑭の仕組みを生かし、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせを推進する。	

28	学校図書館システムの整備	指導課
	学校図書館システムの更新を行い、蔵書管理の効率化と、学校間ネットワークの適正化を図るとともに、児童・生徒の読書に関するデータを蓄積する。 また、デジタルコンテンツの活用に向け、検討を進める。	
29	学校司書の配置	指導課
	学校司書の全小中学校への配置を継続する。 学校司書とすべての教職員が協力して、学校図書館の機能の充実を図る。	
30	様々な読書環境の整備	児童センター
	各施設の状況に応じて、図書室や図書コーナー、絵本の部屋などを設置し、子どもの年齢や発達に応じた図書を置き、読書環境を整備する。	
31	様々な読書環境の整備	子育て支援センター
	各施設の絵本の部屋に、季節に合わせた絵本を配架することで、子どもが飽きずに本に関わることができるよう工夫する。 子どもの年齢や発達に応じた図書を置き、読書環境を整備する。 市立図書館の団体貸出の利用により、蔵書を充実する。	
32	様々な読書環境の整備	青少年館
	各施設の状況に応じて、図書室や図書コーナー、絵本の部屋などを設置し、子どもの年齢や発達に応じた図書を置き、読書環境を整備する。	

基本方針3 読書への理解と関心を深める取組

33	ブックスタート事業の継続	中央図書館 市民課 母子保健課
	赤ちゃんの心身の成長に欠かせない親子の温かな触れ合いを絵本によって推進するため、市民課窓口で出生届受理時に絵本をプレゼントする。母子保健課の母子保健推進員が個別訪問の際に講座を案内し、市立図書館では絵本やわらべうたの大切さについて伝える講座を開催する。	
34	セカンドブック事業の実施	中央図書館 母子保健課
	生涯にわたる読書体験の基礎を形成する大切な時期の子どもに対して、ブックスタート事業のフォローアップ事業として、2冊目の絵本をプレゼントすることで、読書への関心を高めるとともに、親子での図書館利用を促す。	

35	子どもに関わる大人や保護者への支援	中央図書館
	保護者や読み聞かせボランティア等を対象とした研修を実施する。講座の講師として職員を派遣する。	
36	ブックリストの作成	中央図書館
	子どもの成長段階に合わせたブックリスト「よむよむ」を作成、子どもや保護者に読書情報を提供する。	
37	職員の資質向上	中央図書館
	職員の知識と技術の向上のため、読書や絵本に関する研修等を実施する。	
38	職員の資質向上	保育幼稚園課
	園内外での研修を実施し、日々の読み聞かせに活かす。	
39	学校司書・教員の資質向上	指導課
	学校司書及び教員の資質向上のため、各種研修を実施する。	
40	保護者への情報発信	保育幼稚園課
	園だより、クラスだより等をとおり、情報を発信する。 保護者が気軽に絵本を手にすることができる場をつくる。 保育参観等をとおり、保護者に保育者の読み聞かせを体験してもらう機会をつくる。	

子どもの読書活動に係る目標値と参考指標

指標		本市の現状 (2024年度)	目標値 (2030年度)	※参考(2023年度)
				県の現状
読書が好きな子どもの割合	小学6年生	78.60%	80.00%	80.90%
	中学3年生	76.50%	77.00%	75.80%

参考：千葉県社会教育調査

指標	本市の現状 (2024年度)	目標値 (2030年度)
市立図書館の児童一人あたりの貸出し冊数	14.0冊	15.0冊

参考：浦安市立図書館利用統計

指標		本市の現状 (2024年度)	目標値 (2030年度)
メディアセンター及び学校図書館の児童生徒一人当たりの貸出冊数	小学校	59.5冊	60冊
	中学校	8.0冊	9冊

参考：学校図書館利用状況報告

指標		本市の現状 (2024年度)	目標値 (2030年度)
「メディアセンター及び学校図書館を授業でよく利用している」と回答した教員の割合	小学校	41.50%	45.00%
	中学校	13.10%	15.00%

参考：保護者及び教員の教育に関する意識調査

指標		本市の現状		目標値 (2030年度)
		(2022年度)	(2024年度)	
市立図書館を利用していると回答した割合	小学校	57.90%		60.00%
	中学校	43.50%		45.00%
	3～5歳児の保護者		67.00%	68.00%

参考：（仮称）浦安市子ども図書館についての調査（令和4年度）

参考：就学時前の子どもをもつ家庭の読書習慣調査

指標		本市の現状 (2024年度)	目標値 (2030年度)
一週間のうち1日以上子どもに本を読んでいると回答した割合	3～5歳児の保護者	86.00%	86.00%

参考：就学時前の子どもをもつ家庭の読書習慣調査

指標		本市の現状 (2025年度)	目標値 (2030年度)	※参考（2025年度）
				県の現状
不読率	小学6年生	25.80%	24.00%	28.50%
	中学3年生	34.80%	34.00%	37.60%

参考：全国学力・学習状況調査

用語解説

用語	初出 ページ	解説
※①子ども読書の日	1	2001年（平成13年）12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」で制定された。4月23日～5月12日までは「こどもの読書週間」であり、4月23日はユネスコが「世界図書・著作権デー（世界本の日）」と定めている。
※②学校司書	1	学校図書館の運営を担う専門職員。主な役割として、学校図書館の運営管理、図書館資料の管理、学習活動の支援、広報活動と環境整備、教員との連携が挙げられる。2015年（平成27年）4月1日施行の学校図書館法第6条により「学校図書館の職務に従事する職員」として法的に位置づけられた。本市では採用時の資格として司書または司書教諭の資格を求めている。
※③メディアセンター	3	学校図書館を新たな学習情報の収集の場として捉え、子ども達が様々な情報をより効果的に活用するため、「読書センター」としての機能はそのままに、図書、コンピュータ、視聴覚教育メディア、その他学習に必要な教材等を配備した施設。
※④調べ学習	7	児童・生徒が、テーマに沿って情報を収集し、自分の考えと結びつけて発展させ、読み手に分かりやすいようにまとめて発表すること。
※⑤サブスク	14	サブスクリプションの略。定額料金を払い、一定期間、商品やサービスを利用できる仕組みのこと。
※⑥読書通帳	16	図書館で借りた図書等を読書通帳機で印字するもの。学校図書館と連携することで、学校図書館で借りた図書等の記録ができる。
※⑦あかちゃんほっとすてーしょん	17	授乳やおむつ替えができる場所として、市に登録されている公共・民間施設のこと。
※⑧のびのびひろば	17	靴を脱いで利用できるスペース。
※⑨おさんぽ来館	18	図書館に来館し、絵本や読み聞かせを楽しむ図書館の利用体験。
※⑩ストーリーテリング	18	昔話や創作の物語を覚えて語ること。素話ともいう。

※⑪ブックトーク	18	テーマに沿って本を紹介すること
※⑫職場体験	18	中学校の生徒が、事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。
※⑬ブックスタート事業	18	本市では、市民課において出生届の提出時に、読書のきっかけになる絵本及びサービス案内等の入った「ブックスタートバック」を配布、母子保健課において絵本講座を案内、中央図書館において、生後4か月から5か月の乳児と保護者を対象に、絵本の選び方や読み聞かせの仕方等について説明する絵本講座を開催している。
※⑭コミュニティ・スクール	27	学校、家庭、地域社会が連携し、児童生徒の健やかな成長と教育環境の充実を目指す公立学校の運営形態。学校運営協議会に地域住民や保護者が参画し、地域とともに学校運営を支える仕組みである。

資料編

1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

(平成 13 年 12 月 12 日 法律 第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

2 「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日施行）」に基き、浦安市の子ども読書活動推進計画（第四次）（以下「第四次推進計画」という。）を策定するため、浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、第四次推進計画について検討、策定し、浦安市教育委員会教育長に報告する。

（委員長）

第3条 委員長は、生涯学習部次長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、それぞれの会議において必要と認めるときは、委員以外のものに対し、必要な資料の提供を求め、または委員会の会議に出席させて説明を求めることができる。

（組織）

第4条 委員は、別表の1に掲げるもの（以下「委員」という。）をもって充てる。

2 第四次推進計画（案）の個別事項について検討するため、委員会の下部組織として作業部会を置くことができる。

3 委員会の庶務は、事務局が行う。

4 事務局は、別表の2に掲げるものをもって充てる。

（設置期間）

第5条 委員会の設置期間は、第四次推進計画策定の終了までとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日より施行する。

別表 1 (第4条)

生涯学習部次長
生涯学習部生涯学習課長
生涯学習部中央図書館長
教育総務部指導課長
健康こども部保育幼稚園課長

別表 2 (第4条)

生涯学習部生涯学習課担当
生涯学習部中央図書館担当
教育総務部指導課担当
健康こども部保育幼稚園課担当

浦安市子ども読書活動推進計画
(第四次)

令和8年10月策定

編集・発行 浦安市教育委員会

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

電話 047-351-1111 (代表)